

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル種ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

戦争は絶対にあかん これからも平和憲法を

稲葉 耕一……2

第一回奈良憲法まつり

憲法・平和の意義、護憲のための根拠と視座を示す本

岡村 隆志……3

―「総批判改憲論」 澤野義一ほか編―

最前線「現場」で闘う者は傷つくが、〈言説〉屋は傷つかない 六津 五郎……4

国の基本政策問題で深刻な論議へ

……5

―連合労働運動の現状について―

◇資料 二〇〇五春季生活闘争の間まとも(連合・二〇〇五・六・二)◇

取り組みの評価と課題、検討課題 (上) ……8

「武士道精神」こそ新しい価値観!

……11

―経団連第四回総会から―

◇資料 日本経団連総会決議(二〇〇五年五月二六日)◇

「企業」の力を引き出す」 ……12

読者からのおたより ……13

旬刊 社会通信

NO. 937

二〇〇五年六月二一日号

二〇〇五年六月二一日発行
(毎月一日・二一日・三十一日三回発行)

戦争は絶対にあかん これからも平和憲法を

第一回 奈良憲法まつり

はじめての憲法まつり キリスト教会にて

去る四月一七日「古都奈良から世界に九条を」(「九条の会」なら)主催で、「九条の会」事務局長 小森陽一さんと『世界がもしも一〇〇人の村だったら』著者池田香代子さんを迎えて憲法講演会が行われた。私たち憲法を生かす会も賛同人づくり、参加者よびかけをいっしょけんめいやった。一四〇〇名が参加した。

しかし、私たち憲法を生かす奈良県民の会の独自活動、郡市の生かす会の活動の弱さを反省し、今日の憲法危機に主体的なとりくみを組織的なとりくみを、と願い、憲法を生かす奈良県民の会中心に友好団体、個人で実行委員会を構成し、第一回奈良憲法まつりを実施した。

「これからも平和憲法をーアジアの相互理解と共生のために」を合いことばに去る五月一日、奈良市の中心街で、日本聖公会奈良キリスト教会をお借りしてのいろいろな立場、分野から憲法を考えようとの憲法イベントである。この日は、メーデー参加者や買い物客、そしてキリスト教信者の方が来てくれた。

「憲法音頭」のテープも

会場入り口周辺はきれいな花の苗や衣服バザー、チヂミや本格餃子や手づくりクッキーの店が並び、いろいろば園、手をつなぐ親の会など「しょうがい者」支援団体や朝鮮総連や日中友好協会など、国際連帯団体も協賛してくれた。さらに、「憲法九条(球状)を救おう」とスパーボールの店や、平和憲法が出たとき、普及させようといつづられた中山晋平作曲の「憲法音頭」のテープとパンフ(※)やいのちと健康を守る飲み物も売られたり、各都市の憲法を生かす会やいのちと平和を考える会など市民、平和団体も協力してくれた。また、陶芸家が憲法前文をかけた陶器を展示、即売された。

通路両側には教科書から消された「侵略」の写真や、沖繩の戦争・米軍基地の現状(米へり墜落と辺野古基地建設反対)の沖繩の写真・パネルなど、教育労働者組合や沖繩・奈良連帯委員会からも参画いただいた。また、憲法の趣旨から、ハンセン病元患者への差別と人間回復を訴える展示も架け橋美術展にとりくんだ地域から提供された。

教育基本法改悪反対など署名の訴えも

会場では、「憲法改悪反対・九条を守ろう」、「教育基本法改悪反対」、「鉄建公団訴訟『公正判決』を」「中国『残留』帰国者に人間回復を」などの署名活動も展開された。

いろいろ展示を見ていただいた後に「小泉首相にひとこと」や「憲法九条・二五条についての国民(参加者)投票」も郡市「生かす会」から計画され、小泉首相へは「靖国神社参拝反対」「過去の日本の歴史(侵略)を直視せよ」などの注文、批判が多く、中には「郵政民営化されたら八円が八〇円になる」としようがい者の立場からの訴えもあった。「国民(参加者)投票」では全員が九条二五条改悪反対だった。

まだこけらおとしをしていない、貸していただいた教会のセーラールーム内では「アウシュビッツ」や「イラク」及び奈良県戦争遺跡の写真、ネルや戦争中の教科書や軍事手帳、千人針や防空ずきんなど遺品、資料も掲示、展示され、参加者の「戦争は絶対あかん」の思いを強くさせていた。

「非道な残虐」を押さえてきた九条

また、正面スクリーンには「イラク」の豊田正巳さん講演ビデオ、性奴隷にされた「アリラン峠をこえて」「憲法―今と未来の世代のために」「憲法音頭」をさがせ」などのビデオの連続上映がされた。

そして参加者によるまとめ的「憲法あれこれトーク」が行われ、会場提供してくれた古賀久幸司祭さんより「憲法九条こそ平和のために大切にしよう」と。ずっと一日中参加してくれていた関西大学の吉田永宏先生より「ドイツへ行って思ったが、人間の非道な残虐さも人間的な優しさも条件（社会的環境）によって代わる。九条があったから、戦後、非道な残虐さを押さえてきた。九条を守るために全力をあげたい」と提起、決意が述べられた。この後、実行委員・参加団体・個人からそれぞれの立場で憲法の精神がふみにじられている実態が語られ、これからも憲法を大切に改憲を許さない発言が続いた。

最後に実行委員会を代表して、憲法を生かす奈良県民の会の藤原好雄代表より、「このとりくみを通して、また、本日もいろいろな平和を願う人々と、アジアの人々とも出会えたつながりをもてたことがアジアの人々との共生への宝だ。このつながりを大切にともにこれからも憲法を大切にがんばりましょう。」と閉会のあいさつがあった。

今後、憲法改悪阻止にむけて憲法を生かす会の日常的とりくみに生かしていくことが大切と思う。

（憲法を生かす奈良県民の会 運営委員 稲葉耕一）
※貴重な「憲法音頭」のテープとパンフ残部あり。切手四四〇円分（送料込み）でおわけします。
FAX 0742-711-2088 稲葉までお申し込みを！

憲法・平和の意義、護憲のための根拠と視座を示す本

—「総批判改憲論」 澤野義一ほか編—

本年四月に、衆参両院の憲法調査会が最終報告書を発表した。与党は今国会中に、憲法常任委員会設置、憲法改正国民投票の両法案提出を目論んでいる。両院ともに改憲支持議員が、三分の二以上を占め、各種世論調査においても改憲を支持する意見が、多数を占めている。

このような危機的な状況に刊行された本書は、改憲論の基底となる全体動向、その核心である九条、統治・人権・教育など全争点を、立憲主義の観点から批判・検証し、改めて憲法・平和主義の意義を確認するとともに護憲のための理論的根拠と視座を提示している。

憲法を生かす会京都ではさっそく、執筆陣を講師に招へいして、本書の学習会を開始しています。これに続いて、各種の学習会で本書を活用して頂き、読者の輪が草の根に広がっていくことを願ってやみません。

（二〇〇五年五月二十七日 岡村 隆志）

「総批判改憲論」 澤野義一ほか編 法律文化社刊 一八九〇円

最前線〈現場〉で闘う者は傷つくが、〈言説〉屋は傷つかない

例えば教育業界に限って述べると、その〈現場〉とは公権力との裁判闘争の法廷であり、それを歪めて報道したり、シカトしたりするメディアである。この公権力やメディアはしばしば邪悪であり低劣である。

また、その〈現場〉は、横暴な理事会に支配される私立学校の教育現場であり、利己的な親や生徒も多い公立学校の教育現場である。そこにいる同僚教職員は必ずしも味方ばかりではなく、むしろ逆の場合が多い。(これは今の日本の労働現場にも通じることもあるが)。ということは、また、教職員組合も必ずしも味方になるとは限らないということでもある。

このような〈現場〉で、まとも(誠実)に生き、考え、教育実践をしようとする教職員は四面楚歌以上に「敵」に包囲されてしまうことになりうる。そのとき、とうてい心安らかな毎日など送りようがなく、心は傷つきつづける。(最悪の場合は、退職、精神錯乱、自殺)。そうすると、味方ではないのだが、一応親切に助言してくれる者が現れることもある。「あまり肩肘張らずに、適当に「体制」に順応して生きていったら、余り権力に逆らうことなど止めたら、その方が身の為だよ」と。

こうして心ある教職員は、まとも(誠実)と現実妥協(つまり屈服)の間で引き裂かれてしまい、心はひどく傷ついていく。(それがイヤなら闘うことを止めるか退職する)。

普遍的理念と階級の変革行動とを弁証法的に捉えて、あらゆる教育実践(生活指導や学力鍛えの授業、学級・学校づくりなど)を誠実に実践する(これを私は「闘う」と表現)者は、自己満足も大きい、大いに傷つくことにもなる。では何ゆえに、そこまでやろうとするのか? いわゆる社会変革のため? 生徒の発達成長のため? それとも自己満足や持つて生まれた性分や業(ごう)のなせるわざ? いずれにしろ、このような教職員にとってはごく当たり前のことをやっている、やりたいということなので、敢えていえば「性分」というほかない。

このような、〈現場〉で闘う(あるいは闘った)教員を組上に載せて、かつて傷ついたことのない教育言説屋が、自己の教育観、学校観、生徒観(ひいては人間観、社会観、価値観)を無限定な前提・根拠にして、評価に及ぶということが起こりうる。これは一体どういうことなのか? ご自分の観(価値基準、事実認識)を基準にして、当の教員のプラス面、マイナス面を論じるという装いのもと、その実、ご自分の観の正当性を、つまりは、「自己の物語」を垂れているだけではないだろうか。

そのような、傷ついたことのない実存が、傷ついた実存を評価すること自体、極めて越権、無責任なことではないだろうか。従って、このような〈言説〉(意見、助言、提言)が真に糧になるのであるか。それは、真に〈現場〉で闘い、傷ついた者の言葉のみが糧(支え)となるのだ。そういう意味では、教基法第一条がそのままでは無限定(無意味)であるのと同様、どの教育言説なるものは現実的に無効なのである。

(六津 五郎)

国の基本政策問題で深刻な論議へ

―連合労働運動の現状について―

労働組合・連合は六月一日、組合大会シーズン幕開けを前に中央委員会を開きました。主要テーマは活動報告として「〇三年〇五年組織拡大」第三期集計報告、議案は①地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画、②パート等組合員の連合会費、③〇六年〇七年度「政策・制度要求と提言」、④〇六年度重要政策、⑤〇五年春季生活闘争の中間まとめです。

組織拡大は苦戦

連合は多くの問題をかかえています。まず組合員が減り続けていることです。連合結成は一九八七年、約八百万人で出発しました。今、組織人員は六百六十万ですから百万人以上減らしたことになります。労働組合組織率も同じ。一九・二%を割り込んでしまいました。

連合は「組合づくり・第二次アクションプラン21」と銘打ち「五十四万人の組織拡大」（〇三年十月〇五年九月の二年間）を目標に掲げとりにくんでいます。前期（〇三年十月〇四年九月）一年間の拡大実績は十二万四千六百人でした。今中央委員会では〇四年十月から〇五年三月の拡大実績が三万八千七百六十八人であったことが報告されました。これまで合わせて十六万三千四百一人のうちパート労働者は五万二千二十八人、実績数の三〇・八%になります。拡大目標数の達成率は二八・六%でしかありません。その一方で、〇五年度の連合登録人員は前年にくらべ十万七千七百三十五人減らしています。組織拡大数が減員数にもおよばない、きわめて深刻な事態です。

組織拡大の対象は①未組織企業の新規組織化、②未加盟組織の加盟による拡大、③企業再編にともなう組織拡大、④組合員の範囲の見直し、⑤新規加入呼びかけによるパート等の組織化です。パート拡大実績が三万八千七百六十八人中一万三千二百七十五人と三四・二%を占めています。

存在感で「対話」

二つは組織率低下と一体の問題ですが、労働組合存在感の薄れです。なんとか「存在感を労組内外にアピールしたい」と会長を中心に連合あげてとりくまれているのが労組はもとより地方自治体、知事、経済界を含めた「対話」アクションルート・パートIについておこなわれているアクションルート・パートII「全構成組織との直接対話」です。

中央委に提出された「中間報告」では全六十組織中五十七組織を駆けめぐったことが報告されています。対象は役員・専従者中心で現場組合員の姿は見られないようです。これで連合が存在感を示せるかどうかは疑問といわざるをえません。

基本政策でやりとり

「存在感」といえば、UIゼンセン同盟との対話では、国の基本政策問題でもっとはつきりと「存在感を示せ」とするやりとりが紹介されています。連合は〇一年、三役を中心

に「国の基本政策検討委員会」を設置し、安保・外交・憲法問題への論議を開始しています。連合の考え方は①日米安保は外交・安保の基本、②自衛権・自衛隊は認めるといふもので、憲法をどうするかについては内部調整がつかず、いたずらに小田原談議をつづけているのが実体です。一月と四月、三役会はこの問題を集中討議をしていますけれど、笹森氏が「ようやくと論議にきた組合があるほど」と自嘲的に語っていることに象徴的にあらわれています。この問題をUIゼンセン同盟が真正面からぶつつけたのです。じつにおもしろく、これからの連合の憲法論議の素材となるやりとりですから、資料の意味もふくめて、「中間報告」(五四頁)からそのまま引用します。

「ゼンセン同盟 『連合の進路』のベースである『統一推進会』の論議過程では『平和憲法』は使わず、『日本国憲法』に統一したはずだが、笹森会長が『平和憲法』という表現を使うことがある。

笹森 憲法の平和主義精神を連合は大切にしているというのが基本である。連合は『平和憲法』という言い方をしないのが基本であるが、マスコミなどではよく使われているため、対話のなかで使うことがある。指摘のとおり、それが議事録に記載されたようだ。今後とも正式な文書には使わないよう、きちんと使い分けていく。」

ゼンセン同盟は「平和憲法」との用語は誤り、使うことは連合の基本方針違反と笹森氏にかみついたので。さらに、ゼンセン同盟はつづけます。

「ゼンセン同盟 国会や民主党も含めた各党で憲法論議がなされているが、改正について会長の考え方をうかがいたい。」

笹森 憲法九条の第一項は戦争放棄、第二項は戦力不保持であるが、民主党の小沢・横路合意のなかでも基本的には自衛隊の専守防衛を認めている。現実的に自衛隊があるのだから、それを保持したうえで、専守防衛に徹底し周辺事態にどう関わるか、国連決議での平和維持や国際貢献にどう関わるかなどについて議論が必要である。これについて、第二項をかえるか第三項をつくるか、あるいは、平和基本法のようなもので対応するかである。頑固に護憲を貫く政党もあり、また憲法問題にふれるだけでも罷(まか)り成らぬという雰囲気もあるなかで、これから連合は一步進んだ論議をして関わっていくことについて会長としてアクションルートIIなどで意見交換している。

ただ、国会の憲法調査会や自民党からは、連合としての発言を求められているが、いつまでたっても連合としての考えがまとまっていけないので出せないというのでは、影響力の低下にもつながる。このようなことがないようにするためにも、早急に考え方をまとめられたい。」

連合は第一次組織財政検討委員会第一次答申(〇三年六月)で、①連合運動を担う実践的な主体は構成組織と地方連合会。連合本部は企画・立案、サービス・支援・調整機能を發揮し運動を推進する、②連合の主領域は、政策制度の立案と実現、国際労働運動への参加、組織拡大の環境づくり、政治勢力の結集、平和運動の展開に絞り込むことを決定しています。

労働条件での存在感は構成組織が示せ、連合は政策制度で存在感を示す。国の最も重要な問題である安全保障問題で決議を出せないことは連合の「存在感」の根本にかかわわる大問題。政党や国会からもバカにされる、こんな事態はできるだけ早く克服しなければ

ならないというのである。

中央員会でも

連合は二年に一度「政策・制度要求と提言」という電話帳のような冊子をつくります。〇六年〓〇七年版についての中央討論集会在四月開かれました。この時、笹森会長はこうあいさつしました。

「先月末に、二五年ぶりに連合結成に向けた『統一推進準備会』のメンバーで、当時の議事録の取り扱いについて会合を持った。当時の背景なども理解しないと、書かれている言葉だけでは真意は伝わらないが、一切手を加えずに議事録を公表することにしたので、熟読吟味をしていただきたい。しかし、当時の課題が二五年経過した現在も残っている。政策の実現は、ナショナルセンターの役割であり、その強化のために連合を結成したこと、また労働組合としての行動を強めるためにスローガンを『力と政策』から『力と行動』に変えたことも再認識してほしい。」

「そのうえで、国の基本政策だが、ここでも四団体時代のしがらみが残っている。思い切って突っ込んだ議論をしていく必要がある。憲法、防衛、外交、エネルギー政策の四点について、少なくとも『方向性』はひとつに確立し国民運動・平和運動の拠り所としたい。国会で五年論議しても両論併記、三論併記となっているものにたいして、連合がいつまでも及び腰で前に進めないのではないけない」

笹森氏は中央委員会冒頭のあいさつでこれとまったく同じことを述べました。さらに、「三役会議で①改憲案はつくらない、②九条について本当に必要なことを決めるため集中的に論議したい」とも。

闘争積立金を運用!?

組織人員の減少は財政を直撃します。連合は約百万人組合員を減らしました。組合財政は火の車ということで「経費節減」を余儀なくされているようです。組合にとって収入源は組合費です。昨今の状況では組合費値上げにだれもウンとはいいません。

中央委員会で笹森氏はさらにビックリする発言をおこないました。連合傘下の組合には闘争積立金が一兆五千二百億円ある。その一〇%を連合にプールさせてほしい、元利は保証する、一千五百億円を運用した剰余金で地方組織強化に還元したい。十月大会までに論議したいというのです。

連合会費は九五年一月以降、一般会費五〇円、連帯活動会費五円、地方交付会費三十円計八十五円にすえおかれています。連合は一時八百万人をこえていました。今は約六百六十万人です。収入は四十二億円から三十六億円台に落ち込んでいます。

組織拡大にはお金がかかります。パート労働者の組織化は緊急の課題ですが、パート労働者の賃金は大企業労働者の二分の一、いや三分の一から四分の一にすぎません。組織拡大のジレンマです。パート等組合員の連合会費は①週二十時間以上の組合員五十五円（一般会費三十円、地方交付会費二十円、連帯活動会費五円）、②週二十時間未満の組合員四十五円（同、二五円、十五円、五円）とされました。

「春闘改革」とは春闘なくすこと

組合が存在感を強め、社会的影響力を発揮するには精神的信頼感、実利が求められます。実利とは広い意味の労働条件です。日本は春闘でのたまたかになりません。連合は「労働条件事項は単産の任務、連合は調整」との方針を「春闘改革」の重要な内容としました。その結果が「統一要求基準」の放棄です。すべての組合が取り組む課題（ミニマム運動課題）中心の取り組みへの変更です。この結果、春闘はすっかり姿・かたちを変え、総額人件費管理下での個別企業の支払能力論に墮落してしまいました。ベア要求しない、生産性向上分はボーナス、一時金での要求方式です。

各企業は労働者の首を切りまくりました。さらに正社員を不安定雇用労働者に切り換えました。団塊の世代の大量退職では再雇用を名目に、五十代後半以降の労働者を従来の賃金の二分の一の水準でこき使うようにもなりました。そこに中国特需です。企業はここ二、三年史上空前の利益をあげつづけています。春闘の結果はボーナス、一時金にほんのわずかに色がつけられただけにすぎません。

にもかかわらず「〇五年春闘争中間まとめ」は、全体傾向について「不十分ではあるが、賃金デフレの流れを押し返す一定の効果があつた」と評価しています。その上に課題として、「賃金制度がある組合とない組合における『結果の二極化』傾向は依然として課題が残る。平均賃上げ額・率だけを指標とする賃金決定方式の限界を認識し、自らの賃金実態（絶対水準）の分析を踏まえた要求・交渉や、通年の賃金制度整備の取り組みを継続的に行う必要がある」「一時金シフトは賃金の安定性や社会性確保などの点では課題も残る」「月例賃金が報酬体系のベースであることを大切にしてきた経過や、一時金レベルでの共闘のあり方を検討する必要がある」としています。

しかし、「Ⅲ今後の検討課題」で、「春季生活闘争の位置づけ・役割と共闘軸の明確化について、連合は新たな時代に対応させる『春闘改革』として提起してきたが、一方で、緊急避難による余儀ない対応として整理している組織も少なくない」と述べていることは、さきに述べられていた課題は言葉だけにすぎないことを明らかにしているといつても過言ではありません。なぜなら、連合は春闘に反対し続けてきたJ・Cや旧同盟の組合によってつくられたのであり、彼らは「春闘改革」という名で春闘に幕を引くことをねらっているからです。引用した「Ⅲ今後の検討課題」の冒頭一文はその確認に他なりません。

◇資料 二〇〇五春季生活闘争の中間まとめ（連合・二〇〇五・六・一）◇
取り組みの評価と課題、検討課題（上）

一 二〇〇五春季生活闘争の位置づけと枠組みについての評価と課題

1、二〇〇五春季生活闘争は、危機的状況にあつたマクロ経済の回復過程における取り組みであった。ミクロ経済の回復や雇用改善にばらつきがある一方で、所得の二極化、パート・派遣・契約労働者等の雇用の拡大、労働負荷の高まりなどが顕在化するなかで、とりわけ社会的な分配の歪みが目立った。さらに、厚生年金保険料の段階的引き上げや定率減税縮小・廃止による可処分所得の目減りが懸念されるなど、政策制度課題への対応も求められた。

2、連合は、マクロの分配是正を目指して、すべての組合が取り組む4つの課題（ミニマム運動課題）を設定した。産別・単組には、その実践に加え、「さまざまな取り組みを通じた適正配分の実現を積極的に追求」することを求めた。また、二〇〇四中小共闘の成果を踏まえ、その強化とともに格差是正にも挑戦した。政策制度については、定率減税の縮小・廃止反対、社会保障制度の抜本改

革実現、パート労働者の均等待遇法制化を最重点課題として取り組んだ。

3、連合は、交渉前段において、経営者団体と意見交換をした。

経営側は、春季生活闘争の役割については「経済・経営などの分野も含め、労使情報共有の場として意義がある」などとし、賃金改定については「横並びのベア要求の否定」「個別企業の支払能力重視」「一時金での成果配分」などの考え方を示した。連合は、社会的な公正分配やワークルールの確立など、労使の社会的責任の発揮の重要性和闘争方針の考え方を訴えた。

社会保障改革や雇用対策などについては、労使の協力が重要であるとの共通認識を持つことができたが、賃金改定に対する考え方では議論がかみ合わなかった。ナショナルセンターレベルで経営側への対抗軸をいかに形成していくか、社会的な合意形成機能をいかに強化していくか、早急に整理する必要がある。

4、連合の闘争方針は、産別・単組の方針策定に役割を果たした。特に、マクロの情勢判断や課題認識の共有化をはかるとともに、すべての組合が取り組む課題（ミニマム運動課題）を中心とする共闘軸の形成に機能した。

結果として企業部門から家計部門への所得移転が進んだか、などの検証作業は後日に譲らざるを得ないが、ミクロの交渉結果がマクロの分配是正につながり得たのかを総括することは、春季生活闘争の役割や枠組みのあり方を考えるうえで重要な論点である。また、その際の検証手法についても、経済論的な整理が必要である。

5、闘い方では、産別自決の原則のもとに、中小労組やパート等の労働者に目的を絞り、社会的な影響力の発揮をめざした。これまでのところ、中小共闘では、昨年獲得実績を上回る回答を引き出した。また、パート等の処遇改善では、取り組みの重要性が認識され、様々な動きが出てきたことは評価できる。

一方、規模間、雇用形態間などの所得の二極化が進行するなかで、労働条件の底上げや下支えの取り組みは、より一層その重要性を増しており、取り組みの強化が必要である。

二〇〇五春季生活闘争における具体的な取り組みの評価と課題

1、政策・制度要求の実現の取り組み（通常国会の状況を踏まえ総括する。八月の最終まとめまでには文章化する）

2、雇用安定とワークルールの確立

①雇用・失業情勢は、景気回復を受けて全体的にみれば緩やかに改善しつつある。一方、パート・派遣・契約労働者等の雇用比率の上昇をはじめとする雇用の柔軟化や就労形態の多様化が急速に進んでおり、従来の「失業者を出さない・減らす」取り組みに加え、労働者の求める雇用環境の実現に着目した雇用対策を拡充していく必要がある。

連合としては、若年雇用対策や地域の活性化・雇用対策の強化などを中心に、企業の枠を超えた課題を中心に取り組んだが、引き続き取り組みの強化が必要である。

②六〇歳以降の雇用確保については、「高齢者雇用安定法への対応指針」をまとめ、各産別・単組での取り組み強化を要請した。中小組合でも、制度化に前進がみられる。

③社会的な意識喚起を考慮して、特に中小・地域組合を念頭に、一・二月を「職場点検活動期間」と位置づけた方針を提起し、器材等も作成した。通年的なワークルール確立を実現する活動として、さらに強化する必要がある。

3、賃金カーブ確保と格差是正を中心とする労働条件の底上げ

(1) 賃金改定の取り組み

①連合は、マクロの分配是正を目指して、すべての組合で「賃金カーブ確保」をし、「可能な限り積極的に純ベアを要求し、その獲得をめざす」考え方を示した。中小組合とパート労働者に対しては、社会的なメッセージとして、具体的な目安を示した。

各産別では、ベアの要素を加味した要求基準とするところ、産業内の格差是正を重視した要求基準とするところ、賃金カーブ確保を基本とした要求基準とするところなど、各々の判断に基づく具

体的な要求基準が策定された。

② 賃金改定結果は、現段階での連合集計を中心に判断せざるを得ないが、個別賃金方式の組合では、ほぼ個別賃金水準を維持しており、平均賃上げ方式の組合では、全体の引き上げ額が昨年獲得実績を上回っている。どの程度の組合で「賃金カーブ確保」ができたかは別途調査が必要であるが、賃金カーブを確保できない組合の減少や、確保できなかった組合でも、賃金カーブ低下幅が減少したところが増えたと推測できる。不十分ではあるが、賃金デフレの流れを押し返す一定の効果があったと評価できる。

しかし、賃金制度がある組合とない組合における「結果の二極化」傾向は、依然として課題が残る。平均賃上げ額・率だけを指標とする賃金決定方式の限界を認識し、自らの賃金実態（絶対水準）の分析を踏まえた要求・交渉や、通年的な賃金制度整備の取り組みを継続的に行う必要がある。

③ ベアの要素や産業内の格差は正に取り組んだ産別があり、ベア獲得の報告組合数は、昨年より増加している。マクロ・ミクロの環境条件だけでなく、産別の判断による取り組み姿勢も、単組のベア交渉に影響を与えていると考えられる。

④ 昨年に続き、業績のよい産業・企業における一時金シフトの傾向が強まっている。一時金を含めた年収ベースの産業間、規模間、企業間格差は拡大を続けていると推測される。

一時金シフトは、企業レベルにおける成果配分の一つの方法であるが、賃金の安定性や社会性確保などの点では課題も残る。連合は、一時金の取り扱いを産別の判断と対応に委ねてきたが、格差は正の視点から賃金と一時金との関係について検討する必要がある。また、月例賃金が報酬体系のベースであることを大切にしてきた経過や、一時金シフトの結果が全体に与える影響など、連合レベルでの共闘のあり方を検討する必要がある。

(2) 規模間格差の是正

① 連合は、昨年より一歩前進させた中小共闘方針を提起した。具体的には、新たな取り組みとして、要求面では格差是正分の設定、闘い方の面では六月までの集約期間延長と、全地方連合会で中小共闘センターを立ち上げた。

② これまでのところ、解決組合数、全体の賃上げ額とも昨年を上回っており、中小共闘二年目の取り組みとして、一定の結果を出したものと評価できる。ただし、規模間格差の拡大傾向に歯止めをかけ、格差是正がはかれたのかについては、別途賃金データにもとづく検証が必要である。

中小共闘は二年前から従来のパターンセッター組合への追従ではなく、産別指導や中小・地方共闘によって中小組合の自主交渉を中心に進める方針で取り組んできた。今年の成果と課題を踏まえ、三年目のステップアップをはかり、春季生活闘争の重要な柱としてさらに強化していく必要がある。

具体的な課題については、中小共闘センターでの総括も踏まえ、改めて最終まとめで提起する（要求目安の設定、エントリール制、妥結基準と妥結ミニマム基準の設定、賃金集計、情報開示などの課題がある）。

③ 規模間の労働条件格差の裏側には、企業業績格差の問題がある。公正な取引関係の確立のため、中央執行委員会のもとに取引関係対策連絡会の設置を提起したが、種々の取引関係が現存し具体化することができなかった。公契約における公正労働基準の確保とともに、通年的な取り組みとして挑戦すべき課題であり、今後、取り組みの方向性を早急に整理し具体化させる必要がある。

(3) パート労働者等の待遇改善

① 連合は、雇用形態による所得の二極化が急速に進行しているとの課題意識を明確にし、すべての組合が力を合わせて、パート労働者等の待遇改善に取り組む必要があることを訴えた。パートの賃上げだけでなく、組織化や制度・協約の整備など、取り組みの幅を広げた方針とした。こうした取り組みの重要性への認識も高まり、様々な取り組みの動きも出てきたが、社会的な影響力の発揮は限定的である。

今後とも、一層の取り組み強化が必要である。

② 「パート労働法」の制定に向けて

（パート労働法は継続審議中であり、今後の状況を見極めて文章化する）

(4) 男女間の労働条件格差の是正

「男女間の賃金格差是正、均等処遇の実現へ向けた継続的な取り組み」をミニマム課題に加え、公正・透明な賃金・人事評価制度の整備や間接差別の是正、生活関連手当の見直しなどに取り組んだ。現時点では多くの組合で成果を引き出している。単組レベルにおける格差実態を明確にし、この取り組みを継続する必要がある。

（つづく）

「武士道精神」こそ新しい価値観！

— 経団連第四回総会から —

日本経団連は独占的大企業によって構成され、総資本の利益を政治に反映させることを目的とする組織である。政治攻勢を強める経団連は五月二六日、第四回総会を開催し、当面の方策を明らかにした。特徴は四つである。

第一。「積極果敢な経営革新」を謳っていることだ。この内容は『民主導・民自立型の経済社会』の実現に向けて、改革の動きをリードするとともに、『新しい成長』を実現する『新しい戦略』を打ち出していくこと』とされる。具体的には①環境、②ゆとりや心の豊かさ、③グローバル化への対応をあげる。

第二。「世界から尊敬される国家へ」を掲げる。奥田会長今年二月、「国の基本問題検討委員会」が安全保障・外交・憲法問題について踏み込んだ提案をおこなったことに、「わが国がそうした国家を目指して、タブーを恐れず真摯に改革に取り組み、世界からの信頼を得ることに初めて、平和主義を基本とした『通商立国』が実現するものと考えております。私どもが考える以上に、世界では日本企業のプレゼンスが増しています。このことに留意しつつ、グローバル競争に臨んでいく姿勢が必要」と強調してみせる。

日本企業は世界に基地をつくり、海外利権はすさまじくふくれあがった。米国は日本資本を守ってくれない。総資本の利権を守るためには憲法九条と憲法九六条を改正し、どんな事態にも即応できる体制づくりが必要というのである。

第三。「消費税大増税」提案である。資本にとって社会保障費は儲けの妨げとなる。確定給付型から確定拠出型への年金制度の転換はこの反映である。経団連はさらに、高齢化↓社会保障費用を「消費税の拡充」で対応せよというのである。

第四。政治寄付は「企業の重要な社会貢献の一環」との立場からの政治への干与の積極化である。

政治関与、政治発言を強める奥田経団連だが、頭の痛いのは続出する企業の不祥事である。これについては「不祥事や事故などが自社でも起こりうる問題と認識し、改めて『企業行動憲章』を読み、指針としていただければ幸い」と訴える。

奥田会長は「ゆとり、心の豊かさ」など耳ざわりよい言葉を並べてみせる。しかし、奥田は「国鉄改革は首切りの見本」といつてはばからぬ。さらに九条を変え、若者たちを戦場に送ることに熱心だ。奥田が考える「世界から尊敬される国家」とはなにか—

「私はこれからの日本は、『世界から尊敬される国家』を目指すべきであると申し上げました。世界第二位の経済大国となりながら、国として、いまだに世界の範たる存在にはなっておりません。なぜそうした存在になれないのかを、私は自問自答しておりますが、かつてわが国には、武士道精神というものがございました。日本人の立ち居振る舞い、あるいは生き方、死生観に、それは色濃く反映されておりました。

新しい国のかたちを模索するとき、そうした精神を基盤として、その上に新しい価値観を積み上げていくことが、いま求められているように思います。各界のリーグーには、そ

うした高い志をもって事に処することが求められるのではないでしょうか。」
武士道精神が「新しい国のかたち」の基盤だというのである。

(T)

資料◇ 日本経団連総会決議(二〇〇五年五月二六日) ◇ 「企業間の力を引き出す」

1、企業の力を引き出す

経済のグローバル化が深化し、企業間の競争がますます激しさを増している。企業は、攻めの経営戦略を推進し、付加価値の創造と拡大、雇用の創出を通じて、国民に豊かなくらしをもたらす責務がある。そうした企業の力を引き出す観点から、政府は積極的に施策の展開を図るべきである。

(1) 法人税制、企業関連法制の見直し 企業の戦略的な事業展開を可能とするとともに、国際的な整合性を確保する観点から、法人課税、会社法、独占禁止法の抜本的見直しを図る。

(2) 税財政、社会保障制度の一体的改革 高齢化と少子化が急速に進むなか、財政の持続可能性を確保する観点から、経済の安定成長を実現しつつ、歳出の削減・合理化を徹底する。特に、社会保障関係費の増大を抑制するため、年金、医療、介護、雇用保険など社会保障制度の一体的改革を進める。その上で必要な歳入確保は、国民全体が広く負担する消費税の拡充により対応する。

(3) 行政改革の推進 「民でできるものは民へ」という方針のもと、さらなる規制改革、民間開放の推進に取り組み、官業の効率化と行政コストの低減を図る。そのため、官の事務・事業の廃止、民営化などを積極的に行うとともに、市場化テストの早期法制化を図る。また、国・地方を通じた公務員の定員削減、給与等の見直しを早急に進めるとともに、縦割り行政の弊害排除等を目指した、国家公務員制度の抜本的な改革を実現する。さらに、地方行財政改革の進展を踏まえつつ、州制の導入について検討を深める。

2、国を支える産業をつくる

科学技術創造立国、知財立国、通商立国、環境立国、観光立国などを目指し、将来にわたり産業の国際競争力を維持・強化する観点から、政府は、戦略的な取り組みを進めるべきである。加えて、地域活性化や中小企業振興の視点も踏まえ、国民に心の豊かさをもたらす産業の振興を図る必要がある。

(1) 研究開発の充実と新産業の創出 科学技術こそがイノベーションの鍵を握るという認識のもと、第3期科学技術基本計画において政府研究開発投資の一層の拡大を目指す。同時に、その成果を国民に還元するため、環境、モノづくり、宇宙、防衛など、国としての政策目標実現に不可欠な重要技術を設定し集中的投資を行うとともに、戦略的開発を推進する。併せて、知的財産の創造・活用の促進に向けた環境整備を行う。

引き続き、情報通信技術(ICT)の利活用を含め、国際標準に基づく世界最先端の高度情報化社会の構築を目指すとともに、健康サービス、エンターテインメント等の新産業の発展 拡大を図る。

(2) 国際連携の強化 WTOを中心とする多角的な自由貿易体制の維持・強化と、経済連携協定(EPA)による二国間・地域間の経済連携の強化を車の両輪とし、通商立国の実現を図る。WTO新ラウンド交渉の推進にリーダーシップを発揮するとともに、農業問題などの国内構造改革を急ぐ。また、ODAの拡充により、開発途上国のインフラ整備や人材育成を進める。加えて、対日直接投資促進の環境整備を行う。

(3) 環境・エネルギー政策の推進 京都議定書の約束達成に向け、「環境自主行動計画」の着実な実施に加え、民生・運輸部門の対策に積極的に貢献する。環境税や規制的な施策ではなく、企業の自主的な取り組みを信頼した対策、サマータイムの導入などを通じた国民のライフスタイルの変革、さらには物流の基盤整備・効率化を推進することで、環境と経済の両立を図る。

同時に、原子燃料サイクルの着実な推進など原子力を基幹に据えながら、新エネルギーの開発・普及などを通じて、エネルギー源の多様化を進める。併せて、省エネ技術の革新によるエネルギーの効果的活用を目指す。

(4) 観光戦略の展開 広域的な地域連携による多様な観光資源の活用、都市再生の推進、美しい街並みの形成等を目的とした、総合的な観光戦略を早急に打ち立て展開する。加えて、訪日外国人旅行者を増加させるため、観光・商用ビザの発給要件の緩和・手続きの簡素化、空港の容量拡大、国際線と国内線の乗継利便の向上を図る。

(5) 住環境の整備 国民の多様な価値観に配慮しつつ、豊かな生活が実現できるよう、「住宅・街づくり基本法」の制定に向けて取り組む。情報通信インフラの活用など民間の創意工夫を活かし、良質でゆとりある住宅、安心・安全で美しい街づくりを推進する。

3、人を活かす社会をつくる

高度経済成長を支えた「団塊の世代」の定年退職を控え、超高齢社会が間近に迫っている。また、未婚化・晩婚化が進んでいることに加え、夫婦が子どもを持ちたがらない、あるいは子どもを持たなくても生み育てられない状況が生じていることなどにより、少子化の進行に歯止めがかからなくなっている。女性の社会進出が加速し、家庭のあり方が大きく変化している状況を踏まえ、官民が協力して実効ある対策を推進することが重要である。

(1) 若年者の就労促進など多様な労働力の活用 雇用の創出・安定を図りつつ、国民の多様な就労ニーズに対応するため、労働法制や労働市場規制を時代に合うものに改革するとともに、個人の能力開発を支援する制度の充実を図る。また、家庭、地域社会、学校、企業、行政が連携し、企業・行政等によるインターンシップの受け入れなどを通じ、教育から職業への円滑な移行、職業への定着、職業能力の向上を図る。企業においては、若年者のみならず、女性や高齢者などの多様な人材を活かす、公正で納得性のある人事制度を整備する。

(2) 教育改革の断行 「多様性」「競争」「評価」を基本に、教育改革を断行する。基礎学力の向上を図る上でも、様々な主体が学校等の設立や運営に参画できるようにするとともに、教育予算制度の抜本的な改革を行う。

(3) 少子化対策の推進 急速な少子化の進行は、需要・供給の両面から経済活動を縮小させるとともに、社会保障制度にも影響を及ぼすことから、諸外国の施策も参考にしつつ、効果的な少子化対策を早期に打ち立てて推進する。その際、社会全体で子どもを育てるという基本に立ち返り、幼児期の養育・教育の充実に取り組む。

(4) 外国人の受け入れ・活用 多文化共生社会をつくりあげるとともに、付加価値創造力を高める観点から、外国人の受け入れ・活用に向け、国、地方を通じた総合的な対策を展開する。

以上に加え、戦後のわが国の経済社会を支えてきた国の基本的枠組みを再構築していくことが求められる。国際社会から信頼・尊敬され、経済社会の繁栄と精神の豊かさを実現する、公正・公平で安全な国家を目指し、新しい日本を創りあげていくべきである。

◇ 読者からのおたより ◇

再雇用制度 再雇用制度のはっきりしている点は、①定年後再雇用を希望する人もしない人も五七歳になる歳は定算なし、②再雇用期間は年金支給年までで一年ごとの更新、③賃金は定年時の四五割、④手当は年間一〇万円のみ、⑤通勤手当は支給。まだ決まっていないのか、よくわかってない点は、①定年時の職場で再雇用ということが、定年の時と同じ仕事なのか、それとも医事課は医事課内のどれかの仕事なのか、内科で定年の看護士は内科なのか外来のどっちなのか、②残業は拒否できるのか、③日当直・夜勤は、はずしてくれるのか、④あと、みなさんがわからない点ありませんか？

編集部より 「団塊の世代」の大量退職がマスコミをにぎわせています。その対策が「再雇用制度」。資本はボロ儲けです。なぜって、ベテラン労働者を自由に低賃金で使えるのですから。

多数派工作に所属政党内 議会議決には当然のことながら賛否が拮抗することがある。三月定例会では私の提出した動議がそうだった。動議は八対一二で決着がつけられたが、議員の多数派工作を巡って「保守系議員が革新系議員提出の案件に賛成するのはおかしい」という説得工作があったという。政策の違いでそうした説得が行われるならまだしも、市政のチェックのために民主的手法を発動しようというのに保守も革新もなく、議員固有の良識を犯す言語道断の論理である。議会は民意を踏まえチェック機関であるという原点の話だ。数名から離党届が出たと聞き驚く。(佐賀・T)

編集部より ニュースありがとうございます。「こぼれ話」使わせてもらいました。たくさんのことがありました。今年には年始から実に様々なニュースがありました。しかも、マスコミの全国版で取り上げられるような出来事が続きました。特別養護老人施設でのノロウイルスによる感染症と死亡者の事件、私営競馬の補助金搾取事件、二月の沼隈町との合併、三月には市内中学校の臨時教員による紙幣偽造および行使の事件と児童売春事件がありました。

また、神辺町との合併を巡っては二転、三転しましたが、最終的には来年の三月一日の合併が決まりました。また整理されていない事件や、今後の課題となる事件もありますが、市民のみならず

に納得して貰えるような対応が必要だと思っています。

編集部より 毎日がほぼ「自由時間」の生活には慣れられましたか。「自主管理」って意外とた
いへんなんです。(福山・N)

六十数名が整理解雇 とうとう自己都合も含めると、六十数名の整理解雇が行われた。勤務歴三年以上の八時間勤務者には正職員、常勤職員(一般でいうアルバイト)を問わず、退職金の一・四倍が支払われたが、三年未満およびパートには法律通り解雇予告手当三十日分と有給休暇の残り分を退職功労金として買上げただけ。正職員と異なり常勤職員の退職金は一年につき六万円、一〇年勤めたとしても六〇万円であり、その一・四倍だから八四万円が支払われただけだった。退職者のほとんどが常勤職員とパートのため、六十数名総体の退職金は一千万円にも満たなかっただろう。これが財団の基本財産四〇億円を持ち、都の退職者の退職金数億円を互助年金として運用する弘済会のやることなのだ。(東京・U)

住所、部数の変更 いつもお世話になってます。大変に厳しい状況でいつ我々が反転の時をつかめるのかと見通しも立たないのですが、ひたすら耐えて頑張るしかありません。そんな中で、また減部の報告でとても残念です。(帯広・T)

編集部より たいへんな中、お取り扱ひいただき感謝。私どももさらに頑張ります。ご支援を！
音威子府みそ・ホームページ いつも味噌のご注文をいただきまして有り難うございます。お知らせですが、四月からバターとHP開設に向け準備をし、田島さんからご協力を頂き五月連休明けに、味噌、羊羹のHPをUP致しました。今のところ注文はまだですが是非見て頂ければ幸いです。
味噌 <http://www.otoinippu.com>

編集部より 音威子府みそ、うまいんです。一度食べた人は「在庫ある」と注文してくれました。事務所のすぐ近くに、全国の味噌を扱っているお店があるんです。「友だちがつくってくんです、味見して」とお渡ししたところ、「じつにいいみそ」「冷蔵(凍)庫に入れない」「酵母菌は生きています」とアドバイスしてくれました。そして「高くない! 安い!」とも。

障害者自立支援法? 国会では名前こそ障害者自立支援法ですが、障害者が生きていくための福祉サービスが、一割負担によって重度の人ほど負担が重くなる法律が審議されようとしています。茨木市議会では見直しの意見書が全会派賛成で採択されましたが、小泉改革によって何もかも民活、金しだいの風潮が強まりました。JR福知山線の事故も同様です。人らしく生きるために、この春体と頭をフルに動かしたい。(茨木・Y)

編集部より つれあいは毎日のように車いす使用のお仲間とつき合っています。日比谷での集会や国会周辺には北海道や九州、全国各地から車いすや杖使用で数千人が集まり要請行動。点滴をぶら下げて参加している方も見受けられ、たいへんなエネルギーです。しょうがい者が自由に外に出られ生活できる状態いかんがその国の福祉のバロメーターですね。

原因と結果 事故原因は運転士のスピードの出し過ぎで、過去にも同じ事象を起こしたと言われています。そればかりに事故原因を求めて良いのでしょうか。スピードを出さなければならぬ何かがあったのか。過密ダイヤ・その中で一秒でも遅らせれば経済面も含んだ厳しい処分が科せられる状況。そこから安全よりもダイヤ優先の企業体質になったのか。そうなるとスピードの出しすぎが原因じゃなくてそれは結果なのではないか。(北海道・O)

編集部より 本誌第九三四号(五月二一日付)巻頭言『現場無視の労務管理』を再読して下さい。
「原因と結果」が現場実態から解き明かされています。

JR西事故・マスコミ論調に変化 最近のマスコミ報道の内容が変化しています。企業体質から社員体質を問題にするようになっていきます。「列車に乘車していたのに出勤を優先した」「会社主権のレクレーションに参加した」…。遺族や関係者の気持ちを察すると決して許されるものではないでしょうが、「どんなことがあっても定時に出勤しろ!」と言われ続けてきたのはJRの労働者だけではないはずです。それに、利益を優先させない企業がこの資本主義社会にあるのでしょうか。最近JRの発着掲示板に「〇〇分遅れ」との掲示が目立ちます。これが当たり前であって、過密ダイヤが時間通りに運行されることの方が神業だったのでしょうか。(兵庫・K)

編集部より 「資本とは何か」をもっと勉強しようよ。安全施策は儲けを生みません。スピードアップは資本の回転率を向上させ、利潤を高めます。

地域と共に闘いましょう 7・15全国集会のホームページのアドレスです。国鉄闘争勝利のため、7・15集会の大成功のために、大いに活用しましょう。国労は地域の共闘の仲間と支援連帯すること無しには国鉄闘争の勝利はありません。(西部全労協・O)

編集部より 7・15全国集会のホームページ <http://members.id.infoseek.co.jp/rounken/index.htm>